

## 平成19年度 第14回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成20年3月21日（金）15:00～17:51

場 所：北海道庁赤れんが庁舎2階1号会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、佐藤委員、林委員、福士委員、宮田委員、  
山本委員

（事務局）嵐田副知事、川城地域主権局長、  
出光地域主権局参事、田中地域主権局参事

### ○川城地域主権局長：

それでは、定刻でございます。

宮田委員と福士委員、ちょっと遅れるということで、ご連絡いただいております。

定刻になりましたので、第14回の道州制特区提案検討委員会を開催させていただきます。

議事に先立ちまして、担当の嵐田副知事からご挨拶を申し上げます。

### ○嵐田副知事：

嵐田でございます。

いつも任せっぱなしで本当に申し訳ございません。

井上会長はじめ委員の皆様にはですね、私もこれまでの審議スケジュールを見てるんですけども、昨年7月に第1回の会議を開催させていただいて以来ですね、大変お忙しいスケジュールの中、しかも夜も含め長時間にわたって熱心にご審議をいただいていたということでございます。昨年の10月にはですね、緊急提案として3分野5項目、更には12月にはですね、第2回の提案といたしまして、3分野11項目の答申をいただいたわけでございます。改めて御礼を申し上げたいと思います。

緊急提案につきましては、昨年の12月にですね、私ども道議会で全会派一致ですね、可決をいただいて、国に提案をし、その実現に向けて知事が先頭に立って取り組んだわけでございます。後ほど事務局から報告させていただきますけれども、今朝ですね、知事が国の推進本部に参画をいたしまして、緊急の提案をいただきました5件の提案のうちですね、札幌医科大学の定員の自由化をはじめ4件の提案については、いずれも提案の趣旨に沿って必要な措置が講じられることになりました。残る労働者派遣法に基づきます医師派遣につきましても、継続検討ということでございます。道の提案は概ね受け入れられたものと考えているところでございます。

そして現在議会開催中でございますけれども、第2回提案につきましては、今、精力的にご審議をいただいているところでございます。可決され次第ですね、また国に提案する予定でございます。ただ、この項目につきましてはですね、ご承知のとおり、特定免税店制度の創設など税に関連するやつが3つあるわけございまして、5項目でもですね、相当な議論がございました。抵抗という単語を使うとあまりよくないのかも知れませんが、今回の11項目につきましては相当の力業が必要かなと、このように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、その実現に向けてですね、道議会の自民党のほうからも強

い申し入れがございまして、2月の22日に私をトップといたします、各部横断の次長クラスですね、プロジェクトチームと言いますか、サポートするチームを起こしたところでございます。この委員会をですね、何とかサポートできるように、道庁としても横断的な取り組みを強めたいとこのように思っているところでございます。

これから第3回の提案に向けまして、引き続き大変なご苦勞を賜るようなことになろうかと思っておりますけれども、将来の自治のあり方を変える重要な取り組みでございますので、引き続き委員の皆様方にはご協力のほどよろしくお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

なお、今到着されましたけれども、今日は道経連の大和田専務にですね、参考人として来ていただいたということでございます。貴重なご意見をいただけるのではないかと思います。ひとつよろしくお願いをいたします。

### ○川城地域主権局長：

それでは井上会長、議事のほうよろしくお願いをいたします。

### ○井上会長：

ありがとうございました。

只今から、本日予定しております、第14回道州制特区提案検討委員会の次第に沿って、議事を進めさせていただきたいと思っております。

昨年の7月この検討委員会が設立されて、それ以降、多分一番最初の顔合わせの時と今回それ以来ですね、初めて全員の顔が、あと5分か10分したら揃うということになるんだろうと思っておりますけれども、今日も、実質的なですね、審議という意味で言えば、今年に入ってですね、初めてのことになろうかと思っておりますけれども、先生方のご協力よろしくですね、審議等々を進めさせていただければというふうに思っております。

それで今日のおおよその進行予定というのを申し上げておきますと、この議事の(1)ということで、これは緊急提案等の状況についてということでございますけれども、先ほど嵐田副知事のほうから話がありましたけれども、私どもが10月の当初にですね、知事に答申をいたしました緊急提案、また実質的にはその後ですね、昨年の12月に取りまとめた、第2回の部分があるわけですが、その部分についてですね、どのような進捗状況になっているのかということ若干整理する形で、事務局のほうから説明させていただきたいと思っております。

それでその後に(2)でありますけれども、先ほど副知事のほうからのご挨拶の中で言及のありました、参考人意見聴取についてということに移りたいと思っております。これは、明日の北海道を考える会ということで、北海道以外ですね、地域にもともとおられた方々を中心に、支店長クラスを中心にですね、北海道にももの申すと言いますか、ご提案をいただいているということで、当初はこれの座長であった三井物産の高木氏をお願いするつもりでございましたけれども、そして前回のこの場の会議ではですね、私のほうからそういうような趣旨で、お話申し上げたというふうに思っておりますが、事情によりですね、事情というのは、ご本人のいろんな都合により、その事務局をやられた道経連の大和田専務のほうから、その提案の概要等々について説明をいただこうというふうに思っております。

あと、実質的な審議という意味では、(3)の継続審議案件についてということで、緊急提案時あるいは2回目の提案時にですね、もう少し幅広い意見を聴いたほうがいいのか等々あったり、もう少し詰めた形、あるいは参考人を呼んだらどうかということ残っております、プラチナウィークの問題、あるいは広域中核市制度、政令

市等の法定要件緩和についてというようなことについて、議論をさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、第1回目の時ですか、248件の案件があがってまいりました。それで前回1月でしたか、1月でしたかね、前回やったの。もう随分ワーストと詰めてやって、この次は間延びしたような形になってるので、いつやったのかわからなくなってしまって申し訳ないのですが、前回はその後いただいた40件を含めてですね、論点の整理等々をいたして、特区提案として検討すべきもの、そして特区提案によらなくても対応可能なものという形での仕分けをいたしたところであります。

そういうような形で今日はですね、昔は3時間を超えるあれでやってましたけども、5時半ぐらいを目途にしながらですね、進行させていただければというふうに思います。

では、議題の1になります、緊急提案等の状況についてということで、事務局のほうから説明をいただきたいとします。

### ○田中地域主権局参事：

それでは、緊急提案及び第2回提案に関しますこれまでの経過、また今後の予定などについてご報告したいと思います。

資料の1をご覧ください。

資料の1。これはこれまでの提案を整理したものでございますが、先ほど副知事からも話ございましたが、前段部分、地域医療、食の安全・安心、暮らしの安全・安心、3分野5項目につきまして、本日、朝8時10分、いわゆる閣議前に、総理をトップといたします国の推進本部が開かれ、正式に決定いたしました。

それで内容からいきますと、札幌医科大学の定員自由化。これは届出先を文科大臣から知事に変更と出しておりましたが、右側に黒く書いてますが、20年度中の法令改正により、札幌医科大学につきましては届出そのものを廃止するというので、そのような結果となりました。

またいわゆる医師派遣。これは民間から民間、また道職員から民間と2本ございましたが、民間から民間の派遣、へき地に限られていたものにつきましては、昨年12月14日、政令改正によりまして全国展開ということで、提案の趣旨を実現することができたと考えてございます。また、公務員につきましては民間に派遣する点、ここにつきましては、北海道のニーズを見極めつつ継続検討ということとなっております。

またJAS法。これは、20年度中の政令改正によりまして全国展開という形で、いわゆる報告聴取から罰則を伴う措置命令まで、一気通貫で北海道ができるようになるという権限移譲が実現いたしまして、全国展開でございます。

また水道法につきましては、これは20年度中の法令改正によりまして、北海道のみ人口5万人を超える水道事業者の権限につきましては、北海道のみ権限が移譲されると。ただし、税財源のところは△をつけておりますが、これはいわゆる仕事だけ来て金が来ないと困るものですから、それにつきましては21年度概算要求までに検討ということで、引き続き財源については検討することとなっております。

それで右側にありますとおり、10月3日、第1回答申をいただきました後、道議会の議決を経まして、国に12月19日提案と。それで約3か月のうちに、本日答えをいただいたということでございます。そこで2月14日、参与会議とございますが、これは一応政令によりまして、特定広域団体の知事、北海道知事と、もう1つは全国知事会が推薦する知事、岡山県の石井知事、このお2人が参与でございます。そのお2人が集まりまして、内閣府の木村副大臣もまじえて、いろいろ国に対して提案の意義とかを申し上げたということもございまして、いわば国と地方の協議の場というものが、少しづ

つ形作られていると考えております。

それで昨年その下、3分野11項目につきましては、昨年12月18日に答申をいただきまして、2月26日から始まりました道議会に、冒頭に議案として提案してございます。会期、予定で3月26日まででございますので、議決をいただければ速やかに国に提案していきたいと考えてございます。

それでめくっていただきまして、道州制特区提案の流れ。

これは実は、道州制特区というのが5段階で実現に向かって進んでいくと。私ども道州制特区5段階説と呼んでおりますけれども、今どこまで進んだか。これはまず1つ目、アイデアを募集する。2つ目、市町村意見聴取、あと道議会の審議・議決。3つ目、国に提案し、いろいろ国との折衝を経ながら推進本部の決定まで行く。それで決定した後はですね、今度はこれで国の方針が決まりますので、国のほうで政令改正とか、予算とか、あと引き継ぎとかそういう作業。それで5番目、道州制特区計画の変更。これは国の基本方針が変わりますと、北海道も特区計画というのを議決いただいておりますので、そこにつきましては、また市町村意見聴取を経て道議会の議決を得るという、この5番目を終わりましたはじめて法的効果が発生するという状況でございます。

それをちなみに1回目答申、いわゆる緊急答申から並べてみますと、ちょうど今、平成20年4月、第1回答申につきましては第3ステップ、推進本部で国の方針が決まったというところまで来てます。次に昨年いただいた第2回答申、これは2ステップ、いわゆる今、議決をいただく段階という形になってございます。それで今後、第3回、第4回とこういうすだれの状態の中で少しずつ法的効果が出てくるというように考えてございます。

これが一応、一連の流れでございます。

続きまして資料の2。昨年いただきました第2回答申に対します、市町村意見聴取の結果でございます。かいつまんで申し上げます。

資料2、国土利用の規制権限の移譲について。

札幌市からは①とありますが、関係省庁との協議を必要とする事項についても、同様の権限移譲がされればよいなど。いわゆる答申の中では次のステップと置いている、国の協議・同意の廃止という点についての要望でございます。

あと佐呂間町、最後の行。早く道への権限の移譲をお願いしたい。

上士幌町。真ん中ですが、答申どおり国から道州への権限移譲を求めることは有効な方策と。ただ長期的には道州の地域特性を生かすために、道州独自の土地利用方策の確立を目指すべきと、力強い応援をいただいております。

弟子屈。下から4行目ぐらいでございますが、道への権限移譲によって現地の状況を十分に把握できることから、短期間で事務ができるので、移譲について賛成といった意見でございます。

めくっていただきまして2ページ。人工林資源の一体的な管理体制の構築。

これはすみません、文章が長いものですから、真ん中のところで、○2つ目と言うんでしょうか、3つ目のフレーズ。長期的な整備が必要なことから、森林所有者にさらなる負担を強いることになる。また、そのちょっと下、4つ目のフレーズ。伐採量調整が森林所有者の財産権の侵害の可能性とか、届出制度の中での審査基準の実効性を整理する必要がある。こういったことから、次のポツにありますとおり、補助金とかそういう財源措置についても目を配らんといかんのではないかという話。

それで次の3ページ、安平町でございますが、2つ目のフレーズ。

単純に伐採量のみを抑制し調整するに留まらず、植栽の増加が図られるような調整も必要と。これは検討委員会の中でもご審議いただきまして、公共事業によります植栽制

度とか、そういったものにつきまして議論があったとおり、同じような形で安平町のほうからきております。

あと上士幌町、最後の2行、造林に関する規制、罰則の強化を図るという方法がいいのではないかと、こういう選択肢もございます。

それでその下、3ページの下、特定免税店制度の創設。

これは旭川市から。道内各地の空港も複数箇所指定するような方向で検討いただければと。

それでめくっていただきまして4ページでございます。

国際観光振興業務特区の設定、札幌市。

これはいわゆる投資減税になってくるわけですが、いろいろ市町村税の関係がございますので、ここの下にありましており、市町村と協議をしてほしいということ。

同じく企業立地促進法につきましても、札幌市さんからは市町村に協議すべきと。

あと小樽市。国が進めている企業立地促進法の改正の動向を見極める必要があるのではないかと。

あと室蘭市。国の協議・同意がいらなくなれば事務処理が迅速になる。また、課税対象の拡大は産業集積の実現が期待されるという意見。

次に5ページ。これは外国人人材受入の促進でございますが、今金町。

真ん中のところにありますが、外国人のうちにはホスピタリティが高く、ノウハウの豊富な者が少なからずいると。そういう者を活用すべきと言いながら、下から4行目、道内の人材を掘り起こし、郷土愛に基づいたいわゆる建設的な提案でなければ、道民の理解は得がたいということで、私どもも高度なホテルマンとか、高度な部分を伸ばしていきたいという気持ちでやっておりますが、こういうご心配の向きもございました。

それで6ページでございます。外国人人材受入の促進。

猿払村でございますが、真ん中にありますが、外国人研修生受け入れ特区。いわゆるこれは委員会の中でも右上に書いてございますが、短期的な外国人研修生の受け入れとは異なって、外国人観光客に対応するいわゆるホテルマンとか、そういう人材を使っていくんだということで、一応、研修生とは別な議論を今回提案したという説明をさせていただきます。

それで7ページ、町内会事業法人制度。これ札幌市さんのほうから、いわゆる所得税、法人税など、税の特例措置ができるようにしてくれればいいたとか、あと3つ目の○のところでございますが、町内会の性格にふさわしい事業に限定するなど、事業範囲を明確にしてほしい。また、その下のポツにございますが、いろいろ町内会、地域の状況を他社よりも多く保有してるので、いわゆる民間の商店街よりも有利な条件で有償活動を行うことができることもあり得るので、制度設計をちゃんとしてくれというような話でございます。

めくっていただきまして8ページ。

小平町。これ町内会ですが、ビジネスチャンスになるとは思われたい。これにつきましては単なる利潤追求とは異なる視点から組み立てておりますという答えでございます。

あと稚内。住民協働による幅広い町内会活動ができることで、町内会の自立が期待できる。

また網走市。下から3行目ですが、極端な利潤追求により住民のつながりを壊すことにならないように制度設計が必要。

あと室蘭市。ここは検討委員会でも議論になりましたが、上から3行目。

役員の高齢化やなり手がいない、また町内会への関心度が低く加入世帯が減っていると

ということで、将来どうするのかという検討が必要であると。従って、最後の段落ですが、今後の地域コミュニティの再生・強化のため、本制度の創設はもとより、いろいろ町内会のあり方についても検討すべきではないかというご意見でございます。

それで9ページ、法定受託事務の自治事務化、小平町でございますが、基礎自治体の体制整備が伴うことが前提と。これはちょっと、右側に書いてございますけれども、今回の提案はあくまでも道の権限移譲の世界という回答をしました。

またその他。蘭越は真ん中にありますが、道職員を削減してる中でどうやってやっていくのか、道民がどういう豊かさとかを受けることになるのか、北海道が説明責任を果たすべきということで、私どもの考え方を右側に整理しております。

津別町はこれ、FM放送の周波数の割当というんでしょうか、新しい提案と受け止めております。

ということで以上、180市町村のうち16市町村から、個別でいいますと22本の意見がございました。これを踏まえて今、道議会といろいろ議論をしているところでございます。以上でございます。

### ○井上会長：

ありがとうございました。

只今事務局のほうから、議題の1であります、緊急提案等の状況についてということでお話をいただきました。

それで資料の1に基づいて、道州制特区提案の状況ということで、緊急提案そして第2次提案というような形であげていたものが、現在どのような状況にあるのかということでの説明でありました。

緊急提案については、今朝ほどですね、一応の決着が正式についたということで、これまでですね、鋭意努力してきた先生方ですね、努力がある程度報いられたのかなというふうに思っております。

それで資料の2でありますけれども、これは市町村からの意見と道の考え方ということで、既にもう、あがってきた意見に対する道の考え方ということの論点を整理していただいております。支持する意見が多かったというふうにも言えるし、またいくつか実際の運用に当たってはですね、こういうようなことをやはり注意して運用すべきだとかですね、もう少し別な角度からの検討も必要なのかも知れないというような形での、様々な提案があったように思いますが、何よりも私の記憶では、これまでに比べるとですね、比較的広い範囲で、広い市町村でそれぞれのテーマについて、きちんとしたリアクションを取っていただいているということで、少しずつ道州制特区ということに関する皆さん方の関心と言いますかね、それが高まってきているのかなというふうに思っております。

それで、今事務局から説明がありましたこと等々に関しまして、委員の先生方のほうでご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員どうぞ。

### ○佐藤委員：

資料2の5ページ目の今金町の頭のところに、提案のこの部分の見直しを望むというふうにあるんですけども、これの意図とそれに対して道の考え方としてどういうことになったのかを教えていただければと思います。

○田中地域主権局参事：

資料の2、5ページ。今金町から外国人人材の受入の促進ということで、いわゆる外国人シェフとか、インストラクターとかの関係で、国にいろいろ地域の実情を反映できるように申出権をつくりたいということに対するご意見でございました。この部分の見直しを望むと。

この中では先ほどちょっと触れましたが、真ん中で外国人のうちにはそういう立派というが、非常に技術を持たれた方も多々おるということで、1回そこはご理解いただいているようなんですけれども、ずっと読んでいきますと、下から10行目ぐらいでしょうか、北海道が必要としているのはこれからの人材の育成であり、招集ではないと。道内人材の育成において、雇用の拡大・確保から、道内失業率の改善という面でも期待できる。北海道の人材をもっともっと活用すべきではないかという趣旨から、このように来ているかと思えます。

それで私ども道といたしましては、あくまでもこれは外国人シェフとか、右側のところでございますけれども、最初でございますとおり、約9割の宿泊施設が外国人観光客を受け入れているけれども、実際に母国語をしゃべれる方が少ないと、そういう意味でのホスピタリティをどのように解決していくかという論点からいきました時に、ここで3つ目のフレーズで、今回の提案ではご指摘のとおり、外国人のうちにはホスピタリティが高い、ノウハウが豊富。このような提案もありましたので、これを一步前進させまして、観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できるホテルマン等を受け入れたいということで、このような形でおっしゃっている意味は同じなんですけれども、国内・道内人材に限らず、それを一步進めて外国から更にそういう優秀な人材を招きたいということで、一応ご理解をいただけるものと考えてございます。

○佐藤委員：

端的に言えば回答は、見直しはしないと。そういうことですね。

(田中地域主権局参事～～そういうことです。)

そこだけ知りたかった。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

先に進んでよろしゅうございますでしょうか。

ではこの、第2回答申というのは、来週水曜日ですかね、議会の最終日というのは。まあそこまでいくつかの山があるようなニュアンスで副知事もお話しになりましたけれども、基本的には審議を尽くしたと言いますかね、道民の皆さん方からあがってきて、それを整理してという形でまとめる部分、実際に国から権限を移譲してもらおうということになってみても、じゃあ実際に北海道内においてどのような形で運用していくかというのは、またそれぞれの条例等々のですよね、部分の作成もあると思いますので、こういった意見も踏まえながら、引き続きいろんな形で道民の皆さん方の中で意見が深まることを期待しておきたいと思えます。

では、議題の2に移らせていただきたいと思います。

参考人意見聴取についてということでありました。

これのもともとの発端というのは、私の記憶で言いますと、道州制特区という提案、個別の提案をこれまで議論してきたし、この委員会の責務というのはそこにあるんだろ

うと思いますが、私のように結果的に同じような検討委員会にいる人間にとってみれば、それは道州制というものの大きな部分について個別に議論するというのは、もういいのではないかというふうに言ってみたものの、やっぱり道州制というものを考える1つの大きな基礎というのは欲しいねということの意見が、少なくとも複数ありましたので、私の意見をおろしてですね、節目節目で、道内でそれぞれ個別のご意見をお持ちの方を招いて、少し私どもが理解を、知見を深めたほうがいいようなところに関しては、参考人という形で来ていただいてというふうに、最終的に私の意見をここでまとめたところでもあります。

候補というのは、これは地方分権に関わる方、あるいは福祉に関わる方という形でいくつか候補をそれとなくここで挙げたと思いますが、まず最初に今日はですね、先ほど言いましたように、経済界という形になりますが、道経連でまとめられたですね、報告書、これの事務局をやられた、大和田北海道経済連合会専務理事のほうから説明をお願いしたいというふうに思って、お招きをしたところでもあります。明日の北海道を考える会というのがまとめた報告書を軸に説明をいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

### ○大和田道経連専務理事：

ご紹介いただきました、道経連の大和田でございます。

本文に入る前に一言お礼をと思ひまして。常日頃、井上先生をはじめ委員の皆様方、道経連の活動に対しましていろいろご理解、ご協力いただきまして、この場を借りて厚く御礼申し上げたいと存じます。

それからこういった機会をお与えいただいたということにも、併せて感謝申し上げたいと思ひますが、先ほど会長からもお話ありましたとおり、本来は座長が来るべきですが、ご承知のとおり東京のほうに転勤という形になりました。役不足でございますけれども、代わりまして私が説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以後座って説明させていただきます。

まずこの、明日の北海道を考える会、これがどういった経緯で作られたかということでございますが、当会の南山会長のほうから本州企業の立場で、北海道の自立的発展に向けて忌憚のない意見を聴きたいというようなお話がございました。そういったことから、一昨年の11月に実は発足したわけでございます。いろいろな観点からの、北海道をどうするかというのは、道経連としてもいろいろ道州制の中で取り組んだところがございますが、何せ北海道を語るときに、どうしても壁にぶつかるという、大変ナーバスな問題が多々ございまして、なかなか踏み込めないということがございます。それをある意味では当事者の方に率直に語っていただくということが、そういった期待感も1つございますし、多くの方が海外での実務経験をお持ちでございます。そういったグローバルな観点からも、是非いろんな経験を踏まえた意見をいただきたい。こういったことから、この会が発足したわけでございます。

先ほど言いましたとおり、座長は三井物産の高木北海道支社長でございます。ここに名簿も添付してございますが、いろいろな業種から14社、これはいろいろ、できるだけ業種を多くしようという観点から選択をございまして、支店長さん、支社長さん、そして現地の社長さんと、そういったメンバーで組まれているところでございます。

約1年2か月の間、計14回にわたって議論を重ねてまいりました。その結果としてこの提言書がまとまったわけでございます。実はこれは、朝の8時から9時半までやっております、朝食代は皆さんから徴収と、お弁当をいただきながらですね、実は取り組んでいただいたということでございます。



それから中身に入りますが、この提言書は、北海道の特性を生かし、環境を軸にした自立的発展、それから特長ある産業育成を目指す、こういった切り口でまとめられております。

これは提言書の中に入っておりませんが、高木座長から示されたポイントが3つほどございます。まず1つはですね、道民の当事者意識・自立意識を高めて地域の活性化につなげると。そのためには地域資源を活用する。世界の潮流を先取りする。それから北海道の優位性に着目する。選択と集中で戦略的なアプローチをする。成功体験をつくって勢いをつかむと。こういったことでやっていきたいと思いますということで、まず1つ目のポイントが示されております。

2つ目は環境をキーワードにした特長ある産業を振興させ、研究開発を促進し、人材育成を進め、海外との連携を深めることで、新たな成長機会をつくりだすこと。それから21世紀は環境の世紀であり、環境は日本が強みとする自動車産業を凌ぐほど裾野が広く、世界市場での需要拡大が期待でき、北海道の持続的成長につながる基軸とする、あるいはなると言うんでしょうか。これが2つ目でございます。

それから3つ目は、サミットを新しい北海道の出発点にすると。それからサミット開催を契機に、北海道は地域特性を生かし、環境を自立的発展のエンジン役と位置付け、世界の中で北海道が存在感を持てる領域として、環境関連産業及び周辺産業に取り組むべきと。

この3つをポイントとしてあげられており、これらに取り組むにあたって、道州制特区というのは大変有効な手法として活用すべしというふうに示されております。

それで本文のほうでございますが、具体的な提案項目としては、提案書目次の2でございますが、その2の北海道の自立的発展に向けた提言として10項目あがっております。まず1番目が産業の集積、2番目が研究開発機関の拡充と投資の強化、3番目が海外市場へのネットワークの拡大、4番目が外国資本との連携、5番目が北海道環境ブランドの創出、それから6番目が高度人材の集積、7番目がインフラ拡充、8番目が道州制特区の積極的推進、9番目が道民意識の改革、それから10番目が実行主体、実行工程、実行監視の明確化という形になっております。

中身においては、7番ぐらいまでは中身ですが、8番目は手法の問題、それから9番目がそれに取り組む主体の意識の改革の問題、それから10番目は特に道経連のほうからお願いしまして、単なる提言にとどまらないように、実行に移すために少し検討していただきたいという注文のもとで付けられております。

提言の内容でございますが、本文は大変詳細になっておりますので、後ほどご覧になっていただきたいと存じます。その提言書の一番最後にA3の2枚、表になった2枚が実は付いているわけでございます。これで説明していきたいというふうに考えております。

提言10項目を実現する具体的な行動計画といたしまして、大項目として左側の一番大きな欄、これ3つほどあがっております。1つが産業、2つ目が人材、研究、環境、そして3つ目が道州制と。これが3分野でございますが、その中に全部で55項目のアクションプランが提示されております。

各大項目ごとに説明してまいりますと、まず1の産業分野では、産業振興、農業強化、観光育成、社会資本整備、外資連携の5項目になっております。まず最初の産業振興についてでございますが、経済界が主体となって、行政が企業に対しインセンティブを提供できるような環境づくりをすすめる働きかけを行って、産業振興の実現度を高めるべきであると。そういたしまして具体的に、飛び飛びになりますますが、例えば3番でございますが、航空機製造とその関連産業の誘致。それから6番目あたり、次世代型自動車の

研究開発拠点化。排出権取引市場の創設。ハイブリッドタウン構想の推進。それから7番目の札幌、千歳、苫小牧、室蘭における産業ベルト構想の推進。こういったもの8項目が掲げられております。

2番目の農業強化についてでございますが、農業界と経済界の連携を強化して、具体策として、1番目でございますが、効率的で生産性の高い農業の実現を目指す農政を含めた農業制度の見直しを行う。それから飛んで3番目の、中国、台湾、韓国など近隣諸国を中心とした海外市場への販路拡大。それから6番目、バイオ、IT技術を活用した高品質、高価格の農作物作りの支援。こういったもの全てで8項目あげてございます。

3番目の観光育成については、従来のハード面を中心とする発想ではなくて、健康、自然、環境の優位性を複合的に捉えて、観光と健康を一体化した新しい観光産業の育成を目指すということから、例えば長期滞在型、健康促進目的の観光ビジネスモデルの育成など、3項目が掲げられております。

次は産業振興の手段として不可欠な社会資本整備、これにつきましては、1番目の新千歳空港のハブ空港、苫小牧港のハブ港化。それから6番目では、北海道新幹線の札幌までの延伸、等々8項目。

そして、外資の積極的活用としましては、2番目の、地理的に近いロシア、サハリン、巨大市場を持ち成長が期待できる中国といった外資との連携強化、など4項目が提示されております。

次、2枚目になりますが、2でございますが、人材、研究、環境の分野でございます。

まずここは、高度人材育成、集積。それから2番目に研究開発拠点。3番目に環境への取り組みが分類されております。

高度人材の件につきましては、具体策としましては、英語の普及促進。それからビジネススクール。それからホテル学科の創設。それから5番目の大学の改革といった6項目が掲げられております。

次、2番目の研究開発拠点でございますが、研究環境として最適地としての地域特性を生かして、行政が主体となって産学官連携を深めて、研究成果の事業化を図るべきであるとしております。全国の約11%を占める研究の集積メリットを生かして、まずノーベル賞は北海道からをキャッチフレーズに、世界レベルの研究開発拠点を目指すべき。このように記載されております。具体策としては、省エネ技術、バイオエタノール、それから自然エネルギーの研究強化、環境技術研究の世界拠点化、等々6項目が掲げられております。ここでは大学、特に北大については大変厳しい書き方に実はなっているところでございます。

次の(3)の環境への取り組み、これにつきましては、サミット開催を契機に、北海道は環境を軸とした活性化に資する戦略に集中的に取り組むべきという指摘がございまして、例えば大学に環境学科を創設。それから3番目のエコタウン構想、再資源化施設の誘致。4番は国際環境会議の定期開催。5番目が環境オリンピックの開催、等々8項目が示されております。

最後に3番目の道州制でございます。ここでは道州制特区の導入を活用し、先駆的な地域活性化モデルとして、新たな成長につながるような仕組みや制度をつくることが重要とし、具体的な6つの特区構想を提案いただいているところでございます。簡単に説明していきますと、1番目は時差2時間を活用した金融特区。この時差というのは、取引所が開く東京時間と、それから北海道が明るくなる時間の2時間の時差ということでございまして、その2時間を利用して世界で最初に稼働を開始する商品、金融、証券市場をつくること。2番目が研究開発特区。これは研究者が集積する立地条件として、北海道は最適であり、先ほど言いましたとおり、全国の11%を占める研究者数の集積メ

リットを生かして、この特区からのノーベル賞の輩出を目指していくこと。それから3番目は新産業創出特区。日本が得意とする省エネ、環境、バイオ産業分野に加えて、これからの日本が成長分野と位置づける航空機製造や宇宙産業を担う特区とすること。それから4番目が空港・港湾特区。北米・欧州・北東アジアに物理的に最短の北海道立地の優位性と広大な土地資源、新千歳空港と苫小牧港の戦略性を梃子に空と海の玄関を拡充すること。それから北海道を今後成長力が見込まれる東アジア・ゲートウェイ拠点とすること。それから5番目は医療・介護・健康特区。高齢化社会を迎え、安心して健康な老後を楽しめる北海道のキャンペーンを進めて、医療と介護ヘルスケアの集積センターを構築すること。また北海道を健康の拠点とするブランドを目指すべきである。富良野、夕張、千歳近郊を具体的候補地に、大型ディスカウントショップ、健康、温泉、自然、更にはカジノといった、癒しを複合的に楽しめる健康ビジネスの拠点として、健康カジノ特区構想を視野に入れること。それから最後の6つ目でございますが、環境・観光特区。北海道洞爺湖サミットの主要テーマは環境である。観光立国は北海道の生命線との認識のもと、環境、自然に代表される北海道特性を生かした複合的観光モデルを作ること。以上の6つが北海道の地域特性を生かせる特区構想として、提案をいただいているところでございます。

この55にわたりますアクションプログラム、大変現実的で即効性のある課題、それからもう一方では、夢や願望を織り込んだ課題、実は混在しているところでございますが、この夢や願望を本当に夢か願望かとするのか、それとも長期的な視点として捉えるのかという議論はあろうかと思えます。いずれも北海道が優位性を発揮できる分野となっているところでございます。

先日この提言書をまとめたことを契機といたしまして、高橋知事との懇談の時間をいただきました。大変知事から快諾をいただいたわけでございます。その場で知事からは、本提言書それぞれの指摘は知事も念頭に置いていることが多く、同じ方向であることを力強く思うというような所感が実は述べられているところでございます。明日の北海道を考える会のメンバーの皆さんからは、本提言について道州制特区の活用などにより、1つでも多く実現するよう要望をいただいているところでございます。当会においても既に取り組んでいるテーマもございしますが、それ以外のテーマについても、いろいろ詳細に検討を加えながら活動の中に取り込んでいきたい。そのように取り組んでいるところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

## ○井上会長：

ありがとうございました。

明日の北海道を考える会でしたか、そこがどのような経緯でこの提言書をまとめたのかということの説明をいただき、特に真ん中から後半の部分では、この後ろの2枚の、2ページにわたるアクションプログラムを中心に説明をいただきました。

最後のところのコメントにありましたように、即効性の観点あるいは長期的・短期的という観点、あるいは夢や願望が混在しているというようなことがあって、道州制という我々がここで議論のたたき台にしている部分に、どういうふうにかみ合うのかということは、各委員の先生方それぞれご意見があろうかと思えます。

それでこれから実際の首長さん、あるいは生活・福祉の観点からの、従事者になっておられる方からの意見を聴く機会もあるかと思えますが、今日、ちょうど報告書が出たということで、経済界のほうから説明をいただきました。

ちょうど2ページ目の最後の最後になりますけれども、道州制、道州制特区の活用と

というような欄も設けてあります。これから少し時間をいただきまして、先生方のほうからですね、ご意見あるいはご質問があれば賜っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

他の先生から意見や質問が出てくるんだというふうに思いますけども、ちょっと一番最初に私が質問して甚だ恐縮なのですが、本文の34ページ、33から34、35ぐらいにわたって、道州制のあり方と意義、活用についてということで、記述等々があるわけですが、例えばここで、これは記述してあるから、どこまで議論が展開されたのかわからないんだけど、例えば34ページの(2)のところで、②、そこに教育特区といった特区とか、あるいは④のところにアイヌ文化を北海道の特性として位置づけ、その歴史、伝統などを積極的に情報発信すべきであるというふうになっているところ、これがまず質問の1点で、専務理事にお答えいただくようなものかどうか分かりませんが、これが要するに、大きなところは先ほど言いましたけれども、(2)というのは道州制の活用についてという頭書きがあって、その中で教育特区とかアイヌ文化を特性と位置づけうんぬんとあるんですが、これがちょっと、教育特区はともかくとして、どういうことが検討されたのかもちょっとわからなかったのでも聞いたのですが、④のところにアイヌ文化を特性と位置づけ、これは非常に大きなテーマで、私どもは可能な限りこういうところを生かしていきたいと思うんだけど、道州制という中でどういうふうに取り組んでいったらいいのかというのが、ちょっとわかりにくいなということなので、もし何か議論があってご記憶になっている部分があるんだしたらお教えいただければというふうに思うのです。これが1点。

あと1点は(3)で、道州制の導入に向けての課題というのがあるんですが、ここは6兆円の負債問題、北海道のバランスシートはどうなるのかというのは、これはこれ以前の段階で、この委員会以前の段階でこのあたりのところを議論したことがあるのですが、ここは道州制の導入の効果はどれほどか、歳入を具体的に表すこと、道州制が道民にどのような価値があるかを啓蒙するというようなところ、これは何か突っ込んだ議論があったのかどうかというのを、2番目にお伺いしたいと思うんです。

ちょっと長くなって申し訳ございませんが、ご記憶のある範囲内で結構です。

## ○大和田道経連専務理事：

そうですね。1時間ぐらいの時間の中でですね、ここは、実は道州制の部分は、座長の高木さんが担当された部分でございまして、それでペーパー等々もいただいておりますが、実は正直なところ具体的な内容まではですね、ちょっと踏み込んでいないのが現状でございまして、ただ道州制をですね、この会の中では道州制を単なるですね、規制緩和とかですね、それから権限移譲というだけで捉えてないという部分があるんだと思います。全体の項目をご覧になっていただいてもですね、これが本当の意味での道州制特区、特別区域の構想にマッチングするのとなればですね、しない部分もあるんじゃないかと思います。だからそういった部分でですね、ちょっと消化不良を起こしている部分があるんですが、いずれにしてもですね、北海道のこれからは立ち上げるに当たって、目を向けるべき部分なのかというのがですね、大きな実は視点になっておりまして、これを道州制にどのように適用するのかというのは、一工夫いるのではないかと。教育特区のあたりは英語を本当に普及させるためにどうするのかというそのために、本当に多くの見直しが必要になってくるのではないかとというような視点で、法的にどうなっているのかということまではですね、実は詰めていないわけでございます。そういうことでご了解いただきたいと思います。アイヌ文化もしかりだと思います。ただアイヌ文化についてはですね、今、原住民に関する法律いろいろございますけども、北海道としてどう

するのか、特にこれ観光とのからみを考えてもですね、今のような状態のアイヌ文化であれば、ちょっとこれではどうなんでしょうか。後ろを振り返ってばかりいるんで前を向いたような議論じゃない。もう少しアイヌ文化もブラッシュアップしてですね、どうやっている部分で打って出ることかということをやらないと、いつまでも補助金等々におんぶにだっこになってしまうというふうにも、我々としても考えているところがございます。

それからもう1つは、あれですかね、2番目の回答もほぼそれに近いことでございますね、正直言ってそこまで踏み込んだ議論になっておりません。はい。そういうことで、いずれにしても北海道、道州制特区ということで、今6項目しかあげておりませんが、その前段の部分をですね、道州制を使いながら活用できるのではないかという、そのようなお話も出ております。舌足らずですが。

#### ○井上会長：

そのほか先生方からご意見、ご質問があったらお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

宮田委員どうぞ。

#### ○宮田委員：

大和田専務どうもありがとうございます。

それで会長にちょっとお伺いしたいんですが、これ今、出てきてる提言書ということで、この中の最後にあります、道州制特区で6つ出てる特区に関して、これを特区提案として、主には経済振興のあれに寄与する部分、もちろん医療とか教育もあるんですけども、ということでご提言をいただいたということで質問するわけですか。

(井上会長～今、ポイントがよくわからないんですけども。)

僕もちょっとよくわからないんですけども。

#### ○井上会長：

私どもが実際にこの道州制特区提案検討委員会というところでやっているのは、宮田委員がお見えになる前後にお話しました、道民の皆さん方、これは団体もありますし、あるいは政党レベルでのご提案もありますけれども、248件プラス40件ということが、これまで提案の中であがってきているわけですね。ですからこの委員会では、基本的にはその248プラス40の案件を、特区によるもの、あるいは特区によらなくてもできるものということをし分けし、よるべきものというものを少し整理しながら、そして現行法規等々とのすりあわせをしながら、道民の皆さん方からあがってきている意見を実現するためには、こういう規制や法律を変えていかなければいけないねということで、ここで意見がまとまれば、私どもの意見として知事に答申するというステップを踏んでいくわけですね。ですから、今ここでお伺いする部分、あるいはこれから何件か想定される参考人の招致で、参考人の方々が説明される部分は、これは私どもが議論をしていく場合のたたき台という基本的な知識として押さえておくというのが、1つの考え方、私自身が考えていることであります。ですから、宮田委員のところの質問の意図がというふうに言いましたけども、より率直的、より直裁的に言えば、例えばここに①から⑥まであがってきています。この中でいくつかは既に、これは道経連からあがってきたのかどうか私は知りません。皆さん方も知らないと思うんですね。ここにあがって

る①から⑥までの中でも、いくつもの部分が道民の皆さん方の提案としてあがってきているものですね。例えば、若干のニュアンスの違いはあるかも知れないけれども、金融特区というのは既に私ども仕分けの作業をしている中で、こういう部分も出てきているし、例えば宮田さんの顔を見ると出てきて、ちょっとそうですね、カジノありまして、そういうものも道民の皆さん方の提案の中にあがってきてましたよね。我々は少しだけ掠めた議論はしましたけど、そういう形であがってきているものもある。ですからもし、ここであがっている①、②、③、④、⑤、⑥の中で、もう少しきちんとした形での提案ということをしていただければ、一番私どもとしては論点の整理がしやすい。これは、道民の皆さん方からの提案というのは、何月何日締切ということではないので、どんどんどんどん道経連あるいはその他の経済団体、あるいはその他の教育あるいは福祉、そういったところの団体も含めて、団体、個人を問わず、あるいは政党からも遠慮なく出していただければというふうには思っています。はい。それが答えになりませんか。

(宮田委員～いや、それはわかってるんですが。)

ですからこの紙でじゃあ提案として扱いますかという、このままではかなり難しい部分があるので、きちんと例えば、何表と言うんだっけ、個表というふうに呼んでる部分、あれをきちんとこれをもとにして書き起こすことができればいいんです。はい。

#### ○五十嵐副会長：

参考人の方に来ていただくという場合には、この場ではあくまでも道州制の特区としてどう取り扱えるかという議論をするのであって、例えば今日のように産業振興そのものを議論する場ではない。医療の場合もそうでしたけれども、医療の現場がどうなっているのかという議論をするわけではないけれども、その現場のことを知った上で道州制特区で何ができるかを考えようというスタンスでしたので、今日も産業、直接担ってらっしゃるとい、事務局の方ですけれども、そういった方々が何を考えていらっしゃったかということ伺ったという位置づけですよ。

それでその宮田さんがおっしゃったのは、じゃあ何を聴けばよろしいんでしょうかという疑問というのは、ちょっとよくわかるんですよ。というのは、多分ここに集まった、会議に集まったお一人お一人がそれぞれにいろんなところで関わって仕事をしている上で、いろいろな壁にぶつかってらっしゃると思うんですけれども、その壁のことについて今日はなかなか直接的にはうかがい知れないなという感想を持っています。ただし、今日お話を伺って、私がこう感じたのは、これから我々がこの場で産業振興のために、どういうところで道州制特区が役立つのかということを考えていく上で、産業界の方々もここは考えているんだということは、我々がここに提案をした時にはきっと応援団になってくれるんだろうなというふうに、私はこの提案書を受け止めて、この委員会ではいいのかなというふうに思っています。

それでもう1つ申し上げると、ここでは道州制の活用は6個ですけれども、先ほどちょっと大和田専務がおっしゃったように、これ以前の話もですね、相当程度特区とからませて振興させることもできるだろうということが多々ありますので、それにつきましても産業界もそういう方向を考えてるんだなと。例えばチーズの話ですとかも1回ここでも議論が出たことでもありますし、いろんな規制の中でそういう産業というのは動いているんだということを我々も認識をしております。そういう時にむしろここを産業界でもう少し具体的にこういう規制があって困るんだだけというようなことは、またいつかの機会を出していただいてもですね、いいのかなというふうに思っております。

大変細かいことで恐縮ですが、この網掛けをしている部分というのは何かあったんですかという、ちょっとどうでもいいような質問ですけど。

**○大和田道経連専務理事：**

これはですね、右肩の方にも書いてあるとおり、表の右肩に網掛け、実現優先事項、要するに早急にこれは取り組んだほうがいいという意味。

(五十嵐副会長～優先事項。失礼いたしました。ありがとうございました。)

それから今回、6項目この提言書にあります、道経連はこれをもとに更にブレイクダウンしなきゃいけないと思ってます。特区構想を出す場合はですね。そのうち、おいおいこれに基づいて検討してですね、難しい問題を出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それからカジノについてはちょっと誤解のないように、カジノ1つだけではまずいという構想になってます。カジノはあくまでも癒しの1つの手段と。いろんなものの取り合わせの中でですね、その1つの要素にすぎないと。カジノだけの娯楽性というのは否定されておりますので、そこだけつけ加えさせていただきたいと思います。

**○五十嵐副会長：**

そういうことであれば一言だけつけ加えさせていただくと、我々自身、ここでの議論も1個1個の議論をしていますけれども、必ずその背景というのは、先ほどおっしゃったように、背景を捉えながら、要するに1個、この1個を突破すればいいというふうには思っていないで、この1個を突破することでどういう影響があるのか。あるいはそのまわりがあるからこの1個をどう突破するのかという議論をしておりますので、是非これからのブレイクダウンであればお願いしたいということで、宮田さんの話はよろしかったですか。

(宮田委員～はい。)

はい。ありがとうございます。

(山本委員～その上でちょっと質問していいですか。)

**○井上会長：**

山本委員。

**○山本委員：**

はい、ありがとうございます。

様々な分野で語られてきたことが、非常に素晴らしいオピニオンリーダーの方々によって整理統合され、更に進んだ形でご呈示いただけたのかなというふうに理解をいたしました。

その上で、専務理事が冒頭にご説明されたところで一番大事だと思いましたが、ポイントで10あったうちの9と10、道民意識というところと、それからこのプロセスを明確化していくというところで、アクションプログラムは十分わかったんですけど、これをどう具現化されていくイメージをお持ちなんですか。

○大和田道経連専務理事：

まずはですね、これは我々自身が消化しようと思っております。その上で道経連の活動方針、こういったものに取り組むのと同時に、あとは国に対する要望書、道に対する要望書等々を作ることになっております。それから機会があれば他のところに対してもですね、要望書を出すというふうに考えております。

いずれにしても、すべてじゃないにしてもですね、ある程度のこと、我々も納得いく部分についてはですね、大胆にと言うんでしょうか、おじけずに取り組んでいきたい。1つの例とすればですね、いろいろ問題あったんですが、要するに農業改革の問題。これは1つのタブーなんですね、北海道では。しかし20年度からはですね、これは何もけんかする必要ないんで、ホクレンさんあるいは北農中央会さん等とも連携を取りながらですね、取りあえずは勉強しようということで取り組む予定をしております、そこで恐らく当事者自身がですね、問題意識を持ってるはずなんですね、ところがいろんな補助金等々も含めていろんな権益が関わっているということがございまして、そうは言っても10年後の食料を考えればそうはいかないという点、共通意識を持ちながらですね、取り組んでいきたい。これはある意味ではナーバスな問題であるけども、取り組まなきゃならない道経連の活動と。そういう形でですね、ここの実現に向けてはですね、やっていきたいと。そのように考えておりますのでご理解を。

○井上会長：

ありがとうございます。そのほかご意見、ご質問があったらお出しいただきたいと思えます。

宮田委員。

○宮田委員：

はい、ありがとうございます。どうもありがとうございます。

それで、どんどん是非ですね、道経連の皆さんからですね、募集してますんでね、より具体的にですね、本当にどんどん出してきていただきたいと。各部会からもどんどん出していただいて、この会議はオープンになってるもんですから、是非経済界の皆さんもですね、来ていただいて、そしてまた意見なんかを出していただいて、いやこれせっかくやってることなんでね、特にこの後の経済振興については、今のこのフレームでいけば、今まで予算をつけて何かしていくという、それをもらうというような形だったのを、本当に変えようということですね、規制緩和することでそこにビジネスを作っていく。そして今おっしゃられたように農業やいろんなところでもね、調整しながらもやっぱりビジネスチャンスを作りながら、ご理解いただきながら新しい北海道を作っていくということなので、是非、まさにですね、道経連さんみたいなところがその気になって、いろんなアイデアを出してもらうのが一番だと思っておりますので、会長もこれから変わられるみたいですし、是非よろしくお願いしたいなと思えます。ありがとうございます。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

年度末のお忙しい中、お見えいただいて、説明をいただいてですね、非常にありがたく感謝しております。先ほど委員の皆さん方から出ましたようにですね、それぞれ道経連のこのレポートの中にもありますけれども、私どもはこの委員会としてですね、道州



制を進めていくというのは、これは道だけではだめだし、当然我々の委員会だけでもだめだし、広い範囲で道民の皆さん方が侃々諤々の議論をしながら、道州制というものについての意識をもっていただくこと、そして、どのような形で住みやすい、孫たちに引き継いでいけるような地域、住みやすい北海道を作るかという観点でやっておりますので、道経連におかれましてはですね、会員各社にですね、こういうような形での、我々が思ってる部分とはちょっと違うかも知れませんが、しかし道州制というのはやっぱりみんなで考えるものだというので、お広めいただければありがたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

では、ここで休憩を取りたいと思います。あの時計で30分になったら再開したいと思います。

(約11分間休憩)

では、お約束していた時間になりましたので、更に審議を続けてまいりたいと思います。今回、これからは、議題の3になりますか、(3)継続審議案件についてということになります。それで第2回目の答申の時の審議の過程で、関係者の意見を聴く必要があるとか、あるいは道民の意向を調査する必要があるというようなことで残っていた部分、それを継続審議案件というふうにさせていただいております。

それでまず最初にですね、アのプラチナウィークについてということで、これについては事務局のほうからまず説明をいただきたいと思います。これもともとプラチナウィークじゃなくて何ウィーク…。

(出光地域主権局参事～シルバーウィークでございます。)

シルバーウィークだ。それでシルバーじゃだめだという話になって、プラチナになったんだと思いますが、あの時には賛否両論という形で、広く道民の皆さん方の意見を聴いた上で決めたほうがいいんじゃないか。それでこういう手法をそれ以前にはとっておりませんでしたので、1つのきっかけとして、やったほうがいいんじゃないかというところで、ご了解いただいていたと思いますので、それについてのひな形、あるいは考え方の基礎ができたと思いますので、事務局のほうから説明をお願いいたします。

#### ○出光地域主権局参事：

はい。シルバーウィーク転じてプラチナウィークでございます。昨年11月の当委員会でのご議論の中で、こういう連休をずらすというのは非常に道民生活や経済に多々関わりが出てくるので、一度道民の意向というものを調べてみてはどうかというご意見がございました。そこで私どもいろいろ当たってみますと、道のほうでは毎年定例的に道民意識調査というアンケート調査を行っております、これは年2回、8月と11月に行っております、各回だいたい4、5本の調査事項を、調査をいたしております。2段階無作為抽出で道内から2、500サンプルで幅広い年代の方、そして幅広い地域の方から2、500サンプルを選んでアンケート調査をしていると。こういうのを年2回定例的にやっているわけございまして、この調査の調査項目の中にこのプラチナウィークに関するものを入れていってはどうかということ、今考えてございます。直近でいきますと、次は8月ということになりますから、まだこの道民意識調査、庁内各部ともですね、この意識調査に乗っけて、あれを調査してもらいたい、これを調査してもら

いたいという、いろいろエントリーが殺到いたしますので、必ず次回8月にこれに乗っけられるとお約束はできませんけれども、何とかそこに持ち込んでいきたいというふうに思っております。そこで近々、どの項目を調査に乗っけるかということが道庁内で決まっていきますので、そこに向けてそういう調査票、調査様式を作ってみましたので、今日、委員の先生方のご意見を賜りたいというふうに思っております。

お手元の資料4でございます。非常にシンプルな形で組み立ててみました。

上の枠の中でこういうプラチナウィークというものを今、道州制特区で考えていますということで、このアイデアの詳細としまして、国民の祝日に関する法律第2条を改正をして、北海道については条例で別の日を定めることができるとすると、そういう状況を加えると。それでこれを受けて、敬老の日を10月の第2月曜日の直後の水曜日にと、勤労感謝の日を第2月曜日の直後の金曜日に移すことで、10月に大型連休ができるようにすると。そしてこういう形で時に着目をして、北海道と本州の違いを意識的に作り出すことにより、経済や生活に新たなイノベーションを起こそうとするものと、こういうアイデアの具体をご説明しまして、問1でございますけれども、北海道から提案をして国が北海道への権限移譲ですとか規制緩和を進める道州制特区についてご存知ですかという問いをまず問1で置きまして、次に問2としまして、こういう北海道秋の大型連休を北海道だけ特区として定めることについて、あなたはどのように考えますかと。賛成である、反対である、どちらでもよいと。そして更なる問いとしまして、この問2で賛成であるを選んだ方にどういう理由で賛成でしょうかと。家族旅行など個人生活が豊かなものになる、あるいは観光業、商業などが振興すると、あるいは特区の実現で北海道と本州と差別化が図られると、4その他と。それから問の2-2で、反対であるを選んだ方には、どういう理由でしょうかと。1として敬老の日、勤労感謝の日は今のままだと、あるいは本州と違う休日を設定することでいろいろこの仕事上の支障が出てくると、それから3番目に道民生活の全体に関わる重大な問題なので、もっと道民議論をしたほうが良いと、4にその他と。こういう形で設問を立ててみたところでございます。

今日のまた先生方のご意見を踏まえながら、所要の修正を行いまして、この道民意識調査に乗っけていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

#### ○井上会長：

ありがとうございます。一応、前回まででと言いますか、この件を議論した時には、せつかく年2回ですね、道民の皆さん方の意見を聴取する機会が年2回かな、あるので、その機会に広く道民の皆さん方のご意見を伺ったほうが良いのではないかなというような意見が出てきて、それを踏まえて事務局のほうでですね、この場でですね、先生方から出た意見等々も参照しながらの形になってるように私は理解していますが、こういう形でのアンケートがまとめられました。

この原案についてですね、ご意見等があれば、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これはいつやるんですか。

#### ○出光地域主権局参事：

直近でいきますと次は8月の調査と、調査時期が8月ということになりますから、8月に調査した場合は、結果がまとまるのは10月から11月ぐらいになるかと思えます。

○井上会長：

よろしいでしょうか。ご意見がないようですが。  
はい、どうぞ。

○林委員：

私自身はちょっと、この移し方というのは、祝日に移すというのはちょっと私自身は賛成していないところもあるんですが、こういうふうにアンケートをとるのであれば、逆に自由にこう、何て言うか、祝日をずらすということよりは、道州制特区として秋の大型連休を作るということであれば、例えば秋にここを、道内の企業みんなでこう有給休暇を取ろうとかいろいろ考え方というのはありますよね。そういう意味では、もしこの質問を本当にするのであれば、もっと自由に秋の大型連休のいろんなアイデアなどもとったほうが意味があるのかなと。私自身はやっぱり決まっているものをずらしただけでは本当の大型連休ではなくて、逆に本当に秋の大型連休を作りたいのであれば、更に北海道だけ何か増やせる方法と言うんでしょうかね、そういうものまで考えた方がいいのではないかと思っているものですから、ちょっとそういうふうに思いました。宮田さんも目でそうだと言ってくれてるようですが。

○宮田委員：

議論を少し忘れてしまっているところがあるんですよ。あの時の議論の経緯を。

○井上会長：

宮田さんは賛成派だったと思うんですよ。私は反対だと思ったんですよ。ただ、あの時の結論というのは、要するに賛否両論が出てきた中で、明らかにあの時の議論の落としどころは、それだったら道民意向調査をやってみましょうというところだったので、そのところは一応の合意を得ているというふうに私は理解してるんです。

ですからあと、それをやるんだったら、こここのところの質問状の中身、問1から問2、問2の付問2-1、2-2のところをどういうふうにデザインするのかということが、ここで議論されることだと思うんですね。ですからその時に先ほど説明があった部分をちょっと私記憶してないんだけど、要はこの8月のアンケート、道民意向調査の時にかなりの数のアンケートがこれと一緒に行くんですよ。ですからそうなってくると、これは質問をして、そして直接道民の方が書くんじゃないですよ。書くんですか。

(出光地域主権局参事～直接です。)

その時に、例えば自由に書きなさいと言った時に、結局答えが取れないという場合もあるわけで、そういうところを全体として踏まえて、このデザインをどうするかということで、具体的にご提案があれば一番いい。あるいはもう極端な話、あの時は道民の皆さん方の意向を調査しましょうという話になってたけども、もうそれはやめて、もう一度ここでの議論のたたき台にのせて、意向調査なしに私たちのところで決めましょうというのであれば、また話は何か月か前のところに戻ってきて、そこからの打ち返しになります。

宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

私もちょっと記憶が定かじゃないんですが、休日を動かすということでないの特区の申請にはならなかったもので、そういうことになってるんじゃないかなと思いますけれども、それとカレンダーをよく見ますと、どこかの新聞です、先々週くらいに、来年くらいは秋に大型連休が出現するという記事が出て、おっと、私たちの言っていたことが既に実現したのかと思ってよくよく見たら、来年の9月の連休がもう4連休なんですよね。それで土曜からいくと5連休になって、何か言わなくても秋にこういう連休できてるんじゃないかと。今年のカレンダーを見てもですね、21、2、3と土曜日からいくと4連休なんですよね。多分。だからもうあるんじゃないかと。別に特区にしなくても条例なり、みんなに呼びかけて25日は休みにしようとか、24日は休みにしようと言えばね、秋のね。それをプラチナウィークと呼ぶのかね、道民休日を作るというのは別に特区じゃないのでね。これと他にまた10月にも5連休とか作ったら、仕事にならないってみんなに怒られる可能性も出てくるような、ちょっと気もしまして、この間はたとその記事を見ましてね、秋に9月にはこれでいくと、秋の連休はここに出来上がってるんじゃないかなという気がしまして、そうですね、あえてそこまでする必要があるのかなと。最近そういうふうに思いましたね。

○井上会長：

これは9月と11月の祝日を間の10月に移していくことによってということですよ。宮田委員がそういうふうに話をされると、軸足がもう勝手に出てしまうものですから。福士先生何かおありになれば。

○福士委員：

どうなんでしょうね。こういうアイデアがあるということで、アンケートで問われるというのは非常にいいのではないかなというふうに思うんですけども、とり方がどうなんでしょうね。ただ今とり方の議論をしましていいのかどうか、ちょっとわからないんですけども、このままきっと道民の方に行くのかなというふうに思うと、まずはちょっと難しいのではないかなというふうな印象を受けます。この枠の中がですね。それと問1がですね、確かに私たちは1、2、3でいいかなというのがあるんですけども、恐らくこの中に属さない、言葉だけ知ってるみたいな人は、聞いたことはあるんですけども、それはどこに入るのかなという、それをちょっと思うかなというのはありました。それと問2がですね、知らないっていう人も、この特区という言葉ですね、特区として定めることについてあなたはどう思いますかという質問なので、特区というのがよくわからない、そういうような反応もあり得るかなということで、もうちょっとこう、単純にあまり特区にこだわらないで、秋に北海道だけ連休を作るということについてどう思いますかというような方向のほうが答えやすいのではないかなという印象は受けました。

○井上会長：

ありがとうございました。

佐藤先生、ご意見ありましたらお出しいただけませんか。

○佐藤委員：

これについてはもうあきらめ気分ですので、まあどうでもいいかみたいな感じはしますが、前回アンケートをとるといことになりましたので、いいんじゃないでしょうか

ね。とったほうが良いと思います。

**○井上会長：**

どういうふうに対応するかということは別にして、最終的にですよ。宮田委員の新たな意見もあったようですけれども、最終的にこれをどういうふうハンドリングするかということは置いて、前回私どもが決めた方針、つまり道民の意向調査の中にのせましようというところは、やっぱり前回決めてることなので、余程のことがない限り、それを覆してということの議論はしないほうが多分いいのではないかと。それで進めていこうという時に、やはり林委員等々から出てきたように、やっぱりデザインの問題ですね。それで福士委員等々から出てきたところは、多分、大事なところなのかも知れない。つまりこれ3択になってる部分で、これ問1に関わる部分で、この3つだけでいいのか、これは要するに3択にしなきゃいけないということはないわけですね。そうすると例えば中途半端な形かも知れないけれども、聞いたことがあるけれどもよくわかってないとかね、その程度の部分というのが、これ5つも6つもなるとまたどれにつけていいのか境界線がわかりにくくなるので、少し、聞いたことがあるけれどもというところを入れるかどうか。これを事務局でもう一度詰めていただきたいと思うんです。

それであと1点、大事なところというふうに申し上げたのは、これは問2のところ、表題にも出てくるんですが、特区として定めることについてというのは、これは上のほうで全く特区ということを知らない人が、じゃあこのところで○をつけられるかという、特区と関係なく○を多分つけられるわけで、その特区という言葉を使わないでひょっとしたら北海道だけとか、いうふうにやったほうがいいのかも知れない。それで今度はあまりにも定義が弱くなりすぎるということであれば、もう一度考えなきゃいけないんだけど、そのあたりどうですか。

じゃあ事務局。

**○出光地域主権局参事：**

はい。調査時点が直近でいけば8月ですので、調査票自体を固めるにはまだ1月ほど余裕がありますから、今日いただいたご意見を踏まえてまた事務局のほうで、この設問の仕方あるいは箱の中の説明の仕方をもう少し見直しをさせていただきまして、またご相談させていただきたいというふうに思います。

**○井上会長：**

ありがとうございました。

それで宮田委員、そういうことでよろしゅうございますか。

(宮田委員～よろしいです。)

ではその結果を受けて、その結果を受けてというのはこの委員会がその時までもってるかどうかというのはあるんだけど、そうですね。12月頃結果が出てきて…。

はいどうぞ。

**○五十嵐副会長：**

アンケートをやるという方向で意見が出ましたので、アンケートの中身なんですけれども、福士先生がおっしゃったように四角の中があまりにも詳しくすぎるので、これ全く上がらないものですから、上は全くバッサリ切って構わなくて、北海道独自に国と違

う大型連休を作ることにについてどう思うかというようなことで、アイデアについてはいいと思うんですけど、聞き方で構わないかと思えます。それから選択肢についても、付問の2-1のようにお選びくださいではいくつ選んでいいのかというのを書いていただくとかですね。それから林委員がおっしゃったように、自由に書いていただくというのはいいアイデアなんですけれども、非常に設問数が多い中で自由記載というのは非常に難しいので、自由に書けるだろうというか、こんな意見が出るだろうという、先ほど林さんがおっしゃったようなことをいくつか入れた上で、その他と入れるというふうにししないと、回答が悪くなるというのがありますので、この辺を加味していただければと思います。以上です。

#### ○井上会長：

いろいろ今日はまとめていただいてありがとうございます。

ではこの件は、プラチナウィークについてというのは、こういうことでよろしいでしょうか。事務局のほうもお手数ですけどよろしくお願ひしたいと思えます。出てきた意見ですが、道民の皆さん方がこれを見て何が問われているかということがすぐわかるように、カレンダーの事例を入れるというわけにはいかないんでしょうけど、それを入れたほうがいいんじゃないかなとも思うんですけども、よく理解ができるようにあれしていただければと思います。

では、継続審議案件のイ、これは若干第2回の答申に向けての議論の中で多少やってきていたのですが、積み残した部分ですね。この議論をする時に、参考人を呼ぼうというような議論もしていたと思うんですが、なかなか適当な人との間の日程調整がうまくいなくて、参考人の招致ができなかった部分もこの箇所のように記憶しています。イ、広域中核市制度・政令市等の法定要件緩和についてということで、先ほど申し上げました前回までの議論の中から少しふくらませた部分もあると思えますけれども、まずですね、事務局のほうから資料の5ですかね、資料の5に基づいてご説明いただきたいと思えます。

#### ○出光地域主権局参事：

はい。資料5、継続審議案件でございます。

昨年の11月に一度若干ご説明をさせていただいておりましたけれども、その後、参考人の方との日程調整がなかなか合いませんので、今まで来てしまいましたけれども、何とか、後ほどまたお諮りさせていただきますけれども、何とか次回には来ていただけるのではないのかという状況になってきております。その後また時間もあきまして、また私も資料もいろいろ取りそろえましたので、今日の段階で一度、前回よりも少し詳しくご説明させていただきたいと存じます。

それでこの表紙に、広域中核市制度の創設と、もう1つ政令市・中核市の指定要件の緩和と、2つタイトルを立てておりますが、実は道州制特区提案の道民アイデアの中で、直接寄せられてきておりますのが、政令市・中核市の指定要件の緩和というところが直接道民の方からきたアイデアでございます。それで、それと関連させながらこの道州制特区の道民アイデアを募集する以前から、北海道の中にもいろんな各方面で第2次保健医療福祉圏域に着目をした基礎自治体づくりということを考えてはどうかという、いろいろなご意見があったものですから、それらも踏まえて今回のこの道民アイデアも踏まえて、関連提案として組み立てたのが広域中核市制度ということになります。従いましてこの広域中核市制度と政令市・中核市の指定要件の緩和、関連はしますけれども、しかし別物と言えば別物と、両方両立しないというわけではない、2者択一では

ないということがございます。その辺のところも含めまして、今日お話をさせていただければと思います。

それで表紙をおめくりいただきまして、まず広域中核市制度のほうからご説明させていただきたいと思います。以前、11月の時点では横長のシートになっておりましたけれども、これを縦長に作り替えたものでございます。書いている中身はほとんど変わってございません。

まず、解決したい課題としまして、1つには札幌への一極集中を是正するための核となる都市というものを道内で育てていきたい。それから2つ目には、将来の道州制を展望しまして、道から大幅な権限の移譲を受けることができる基礎自治体という体制を作っていきたいと。そして3つ目に、これからの人口減少・高齢化ということを考えると、やはり保健・医療・福祉について十分な権限を持って、効果的に政策を展開できる基礎自治体というものが望まれるのではないかとというのが、大きく3つの解決したい課題でございます。

それに対する発想、この課題を解決するためにどういうふうじゃあ考えていったらいいだろうかという、発想のポイントでございますが、1つには地方自治法に既に政令市・中核市・特例市という、通常の市町村よりもより多くの権限を持っている、持てる団体の制度があるわけですけれども、これらの制度はあくまでも人口集積による行財政能力の向上、また行政ニーズの多様化・高度化というものに着目した制度でございます、あくまでも人口が集積していると、そこにポイントとして着目をしているというわけでございます。しかし、過疎地の多い北海道においては、こういう人口集積とは別の観点として、もっと面的な意味での政策圏域というものに着目をして、基礎自治体づくりを進めるということを新たに考えることも有用ではないかと。このため、広域中核市制度という全く新たな制度を創設をして、2次医療圏と区域が一致する市、こういう市は今ありませんけれども、将来合併によって2次医療圏と同じ区域の市というのが誕生した場合に、そこに政令市と同等の権限を移譲したらいいのではないかとというものでございまして、具体的な提案内容として、地方自治法に新たな条項、252条の21の2以下の条項を設けて、広域中核市というのを規定をすると。そして広域中核市には、現行の政令市の規定を準用しまして、権限を法定移譲すると。法律上自動的にその市の権限ということになるのが法定移譲というものでございますが、こういう法定移譲をして、財源もきちんと交付税措置をすると。つまり人口規模にかかわらず、政令市の事務を担える財源を保障をするという意味でもあるわけでございます。そして広域中核市の基本要件は、その市の区域が医療法第30条の3第2項に規定する区域、つまりこれが第2次保健医療福祉圏と言うわけでございますが、これと一致することと。それとあと詳しい細かな要件は北海道の条例で規定をすると。そして広域中核市にはその市の条例によって区を置くことができると。今の政令市、札幌市がそうですけれども、これは必ず区を置かなければならないとなっておりますけれども、この広域中核市の場合は、その市の判断で区を置いても置かなくてもいいと。仮に置く場合は区の制度設計はまたその市が条例で好きなように定めると。こういう要するに市の中のことは、その市に任せると。そういう制度設計がいいのではないかと考えております。これによって期待される効果としまして、この広域中核市は広汎な権限を活用して、保健・医療・福祉ですとか地域の産業振興、そういった施策を効果的に展開をすると。一例として自治体病院の再編ですとか、商業機能の再配置、道道の管理、そういったことが考えられるのではないかと。そして札幌市と同じ権限が広域中核市に行きますので、そうなりますと今支庁がもっている機能、特に市町村を保管する機能というのはもう自動的に広域中核市のほうに移ると。こういう形で強力な基礎自治体ができることで、札幌一極集中構造が是正に向

かうのではないかと、こういうことを期待しているわけでございます。それでこの裏側の2ページ目でございますが、以上のお話をイメージ図にしたものでございまして、今2次医療圏の中でA市、B町、C市、D村、E町があるわけですけれども、ここが合併して新F市になると。そしてこれを広域中核市として政令で指定をして、保健福祉ですとか道路管理ですとか都市計画。こういった権限を大胆に移譲するわけでありまして。札幌市と同等の権限と。同時に道のいろんな関与も廃止をされまして、道にはその権限はなくなるわけでありまして、必要に応じて職員の派遣等を行うと。例えば、保健福祉の権限がまとめて移りますので、保健所機能はまとめてこの広域中核市に移るということになります。政令市ではありませんけれども、今中核市ですけれども、旭川市にかつて保健所が新たにできた時は、もともと旭川にあった道の保健所から人員も含めて移籍をしていると、そういう例も過去にございます。そういう形で大幅な権限移譲を道から行うと。そしてもう1つ、その権限に応じた財源措置、これもきちんと交付税措置で行うと。これはこの権限がなくなる見合いで、広域中核市にその分財源措置される分、道に来る交付税は当然減るということになります。こういう形で財源措置もなされるということでございます。

次の3ページにまいりまして、既存の制度であります、政令指定都市・中核市・特例市、それぞれどういう要件になって、どういう財政上の特例あるいは権限の特例があるかというところを一覧表にしたものでございます。

それからその裏側の4ページでございますけれども、政令指定都市・中核市・特例市がそれぞれ、通常の市町村と違ってどういう権限を持っているかというのが、この図の形で出ております。特に都市計画に関する権限ですとか、またあるいは市内の県道、道でいけば道道の管理、こういったものが政令市特有の権限ということになります。

それからその次の5ページをご覧をいただきたいんですが、こちらは今、道が市町村に権限移譲を進めておりますので、その権限移譲についてのご説明の図でございます。平行四辺形の図がまず出てまいりますが、国から道に分権を進めていくと。同時並行で道から市町村に分権を進めていくと。これをやっております、国から道にいろいろ権限を持ってくるといのはこれは道州制特区でまずやっております、それと同時に並行で道から市町村にも今どんどん権限をお移ししますよということをやっております。それからその下半分のシートですけれども、市町村に権限移譲をする場合は、道にある約4千項目、法律上だいたい4千項目の権限がございまして、そのうちのだいたい半分、2千項目を市町村への移譲対象としましてリストアップをしまして、こんな分厚いカタログも作りまして、それを見て市町村からこの権限を欲しいというお申し出があったものについて、お金とセットで移譲をするということをやっております。必要に応じて、お求めがある場合には、道職員を派遣するというのもやっております。18年度は61市町村に657項目、19年度は180市町村に491項目の移譲というのをやっております。

そしてその次の6ページですけれども、大変数字が細かくて恐縮なんですけれども、過去の累計でいきまして、これだけもう権限は行ってますという一覧でございます。政令市であります札幌市、これはもう法律上自動的に札幌市に1,150本の権限が移っております、そのほかカタログを見てこれが欲しいとって受け取っていただいたやつが500本ありまして、合計1,654本が札幌市の権限、2千本のうち1,654本はもう札幌市にいつてるとい状況にございます。その他例えば人口4万から5万あります、北斗市、稚内市、登別市というところでも、だいたい6百本前後の権限を既に受け取っていただいていると、こういう現状の状況にございます。

それから7ページにまいりまして、実際にじゃあどういう権限を移譲しているのかと。



例えばパスポートの申請や受け取りと。これが市町村の窓口でできるようになります。札幌ですと駅前のパスポートセンターで受け取れるものですから、それが当たり前のようになってますけれども、札幌以外ですと道内各地のだいたい支庁の窓口でパスポートの申請をしているわけですしけれども、支庁所在地でない市町村の住民の方は支庁所在地までパスポートを取りに来るということになりませんが、これが各役場の窓口でできるといことになると、わざわざ支庁所在地まで行かなくてもいいと。そういうメリットがあるかと思えます。それから例の2としまして、農地の権利移動の許可。これを市町村の段階で判断できると。これも実質的には市町村の農業委員会でだいたい方向性は決まっているわけなんですけれども、その後の手続きが支庁に書類があがってきて、ものによってはそれが道庁本庁にあがってきてと。行って帰ってくるだけで3か月から5か月かかっているわけですしけれども、こういった判断が市町村段階でスピーディに判断できると、そういうメリットもあるかと思えます。それからこれは既に全部の市町村に移譲済ですけれども、電柱への貼り紙とか立て看板、これの除去というのが市町村の権限でもうできますので、住民の方から通報があれば、すぐ市町村で対処できると。こういうようなものが具体的に移譲が進んでいるところでございます。

それからその下でこぼこという、積み木のような図があるわけですしけれども、模式図ですけれども、現状で政令市と中核市、特例市、市、町村と、こういう5段階で実は市町村があるわけでごさいます、それぞれ持っている権限の数が違います。政令市が一番権限を持っているわけでごさいます、こういった市町村が持っていないところの部分というのは、道がその権限を持っているということになります。今4千本のうち2千本をリストアップして移譲しますよというのは、この太枠で、真ん中のほうの太枠で囲った部分、これを移譲対象としてお移ししますと、カタログ化をして、ご要望をとっているわけでごさいます、この移譲対象をだんだん受け取ってもらいまして、行く毎に一番右の図ですけれども、それぞれの市町村がバージョンアップをしていくということでごさいます。ただ、2千項目全部移るとなると、北海道内の基礎自治体がみんな今の札幌市以上の権限を持つということになりますから、これは当然、現在の180市町村体制ではなくて、もっと大きく市町村がまとまった形ということにならないと、当然2千本が全部移り終わるといことにはならないだろうと。その議論がこれから始まっていくのではないかというふうに思っております、そこを覗いたのが更にその次の8ページでごさいますけれども、これは道の市町村合併の推進構想の中の1つのページでごさいます、今の市町村合併は合併推進法の、これが再来年の3月が期限ですけれども、そこまでを目指しての合併を推進しているわけですけれども、更にその先を見据えて、将来の道州制を見据えた場合の将来の基礎自治体像として、どういところが望ましいんだろうかというのを、道のこの合併推進構想では、第2次保健医療福祉圏というのに着目をするのが1つのイメージとして考えられるのではないかということ、提示をしているわけでごさいます。第2次保健医療福祉圏単位で、本当に大同団結の大合併が行われるということになりますと、将来の北海道の市は21の市にまとまると、極論するとそういうことになるわけでごさいます。そういうイメージというのをお示しをしているという状況でごさいます。

それから右隣の9ページでごさいますけれども、実はこの保健医療福祉圏といひますのは、道民生活の実態に合わせまして少しずつ変化していく余地のある圏域でごさいます、道民生活の実態の中でも特にどのまちの病院に通院しているか、あるいは入院をしているかと、そういう医療機関の受診状況、こういった動態をかなり大きな要素として、圏域設定というのをやっております、そうした中で今、左の8ページの図と右の9ページの図でちょっと1箇所違うところがですね、幌加内が今まで北空知に入ってい

たんですけれども、実態として今度は上川のほうに、より結びつきが強いので上川のほうにエリアを変えようというところで、今、保健医療福祉圏の見直しというのも行っているところでございます。こういうふうにある面では道民生活の実際の実態、人の動きに合わせたかなりそういう意味では現実を反映した圏域ではないかというふうに考えております。

その次の10ページがご参考までに、この2次医療圏の根拠法になってます医療法の規定でございます。

更に11ページが、この2次医療圏に関連づけられている主な施策でございます、圏域単位に保健医療福祉計画も作り、保健所の配置もこの圏域に沿って行われており、核となる地域センター病院もこの圏域を基礎に配置をされており、ベッド数の調整というものもこの圏域単位で行われております。また、直接医療ではありませんけれども、下のほうで消防本部の広域化が今、図られておりまして、これも2次医療圏を基本とした21の消防本部に改変してはどうかという議論になっております。そういういろんなものが2次医療圏と関わって構成をされてるという状況でございます。

それから次の12ページにまいりまして、今度はまたちょっと様式が違いますけど、これは道民アイディアの中から出てきた生の様式でございます。道民アイディアそのものとしてエントリーされてるのは、政令都市、中核市の要件の緩和ということでございまして、今の政令指定都市は人口50万人以上というのが要件でございます。これを8掛けの40万に緩和したらどうだろうか。それから中核市の要件も人口30万人ですけども、これも20万人に緩和をしたらどうだろうか。それによりまして、例えば旭川とか函館ですとか、いろんなところが政令市や中核市になる可能性が出てくるんじゃないでしょうかと、こういう道民提案でございます。

右の13ページに人口10万人以上の市を、人口順にリストアップをいたしましたけれども、例えば政令市の要件が50万から40万に緩和されますと、旭川市あるいは函館市が更にその周辺の市町村と合併することで、40万を超えて政令市になるという可能性が出てまいります。同様に釧路、苫小牧、帯広といったところは、今度は中核市になるという可能性が出てくるというわけでございます。

それからその次の14ページですけれども、こちらはご参考までに、地方自治法の関連する条文、指定都市、中核市、特例市のそれぞれの要件のところを抜き出したものでございます。

最後の15ページですけれども、これは事務局側で作った、対比した参考資料でございますけれども、この政令市等の法定要件緩和、つまり8掛けにするということと、広域中核市、2次医療圏に着目するということとの対比でございます。これそれぞれ一長一短というところがございます、まず政令市等の法定要件緩和で行きますと、既存の制度の要件を緩和するというだけです、ある面で非常にシンプルな組み立てでございます。しかし、△印をつけてますけれども、なぜ8掛けにして40万人にするか、20万人とするかという理論構成、特段この道民アイディアの中でもなぜ8掛けにするかというところは書かれておりませんので、その理論構成がどうやったらいいのかなど、ちょっと難しいというのがあります。しかし一方で、こういうふうに要件を緩和した後、その要件に手が届きそうな市が既にあるということをもた言えるのではないかと思いますし、しかし一方でまた△をつけておりますけれども、例えば旭川が旭川の、人口要件40万をクリアするまで周辺の町村と更に合併したとして、その更に外側の周辺の市町村が逆においていかれるのではないかと、そういう危惧も無きにしもあらずというところがございます。それで広域中核市はこれと全く反対でありまして、全く新しい発想で新しい制度を作っていくということで、それなりの制度設計の困難さというのがございます。

ます。一方で、広域分散型である北海道の特性、それから高齢化がますますこれから進んでいくんだと、それに対応した施策を打つんだというこの理論構成はできるのではないかと。一方で非常に大きな2次医療圏単位の大合併が必要になるということで、大合併になって始めて対象となる市ができるということで、本当にそんな可能性のある地域はあるんだろうかというのがありますし、一方で2次医療圏単位の合併ということであれば、周辺の市町村を取り残すことなく、もれなく包含してみんな一緒になって発展を目指しましょうということで、周辺の市町村を置いてけぼりにするという危惧はなくなると。こういう形でそれぞれ対比しますと、一長一短というところがあるわけがございます。こういう点も含めて、今後参考人の方をまた交えての議論の中でも、掘り下げていただけたらというふうに思っているところでございます。事務局からは以上ででございます。よろしくお願いいたします。

### ○井上会長：

ありがとうございました。資料の5に基づいて継続審議案件として、広域中核市制度の創設及び政令市・中核市の指定要件の緩和ということで、併せて説明をいただきました。

この点についてご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思えます。

なお、補足的に説明しておきますけれども、まだ、今回の委員会についてというところにあがってきてませんし、また今後の審議スケジュールで議論してませんけれども、次回このあたりのところについても議論をするということでおります。ただ、同じことの焼き直しというわけにはいきませんので、この段階でご意見、ご質問があったらお出しいただきたい。よろしくお願いいたします。

### ○佐藤委員：

多分、私欠席してる時に出てきたんじゃないかと。あんまり記憶がないんで、もしかしたらその時に議論がなされているのかも知れませんが、広域中核市というものに政令指定市と同じぐらいの権限を与えるという趣旨ですね。ご承知のように政令市というのは非常に効率が悪くてですね、実際には行政経費が人口20万ぐらいの規模の市よりもですね、かかっているわけですね。だから、こういうふうに権限を与えていくのが果たして北海道で適切かどうか、若干疑問に感じるところがございます。

それと2次医療圏ですね、これもいいのですけれども、例えば9ページですね、留萌とか何となくふっと思いつくという意味であげるわけですが、留萌の2次医療圏がありますが、これはここにもありますように、幌延からですね増毛まで非常に広範囲になっております。ですがこれ恐らく、人口は全部合わせても10万いてないんじゃないかなというふうに思います。こういうところですね、札幌市と同じ権限を与えるというのが可能なかどうかですね、若干疑問がございます。その辺どうお考えになっているかというところもちょっとお聞かせ願えればと思います。

### ○出光地域主権局参事：

まず1点目の政令市、現状にある政令市というのは必ずしも効率的でないのではないかと。この点につきましては、私どもも先生からの、今日始めてそういうご指摘と言いましようか、ご意見を耳にしたと言いましようか、今まであんまりそういう意識と言いましようか、問題関心を持っていなかったものですから、もし具体的にですね、更に現状の政令市制度の問題点につきましては、また後日でも結構ですからご教示いただければ、更にその点を掘り下げたいというふうに思っております。

それから2点目の例えば留萌のように人口が10万に満たないところ、例えば留萌だけではなくて根室だとかもそうですけれども、そういうところに政令市と同じ権限が持てるだろうかということをございますけれども、この広域中核市の発想はそれだけの圏域をカバーしていれば、それだけの権限を持てるようにしようという発想でございます。つまり、例えば人員体制も含めて言えば、留萌でいけば今、留萌支庁に留萌の保健所がございまして、そこで実際にその土地においてですね、保健の行政機能というのは果たされているわけでございまして、これを言ってみれば、広域中核市というのができた時にはそこに移管をしてしまおうと。そうするとつまり、今、留萌支庁にあります保健所が、今度は広域中核市である新留萌市になるんでしょうか、その機関になると。そして今、留萌支庁の保健所にかかっていた経費、これは今度広域中核市である新留萌市に財源として措置いたしましょうということですから、地域における行政機能の実態としては、言ってみれば変わらないと。むしろそれを道の機関、支庁の保健所ではなくて、広域中核市である留萌の留萌市長さんの、選挙で選ばれた留萌市長さんの機関のもとに置くと、そういう発想でございまして、そういう面で大胆に分権というものを進めようという発想に立った組み立てでございます。

#### ○佐藤委員：

基本的にこういう形で分権をしていくということについては賛成ですので、最初の点ですけれども、よく市町村合併でこう論陣をはる人達が、行政効率が1万人以下だと悪いとかというのを描いてまして、15万とか20万のあたりが最も効率がいいというふうな図を書くんですけども、あれ半分カットされてましてね、人口が増えていくとあのやつでは効率が下がるんですよ。これはいくつか論文を見れば、ちゃんとカットされていないところを見ればわかるんです。だから事実上効率が悪いんです、政令指定都市はですね。それは計算方法とかそういうのによって違ってくるかも知れませんが、合併推進派の表は半分カットされているので注意が必要ではないかということでもあります。

それで政令市並みという、まあ確かに保健所、でも保健所は中核市並みなんですよ。政令市並みという、私なんかパッと頭に浮かぶのは、例えば道道の管理ですね。それで土現は10でしたかね、10しかないですよ。21はないんですよ。そういうのはどうするんでしょうねと。何か重箱の隅をつつくようで申し訳ないんですけどね。

#### ○出光地域主権局参事：

土現の数は10ですけれども、要所要所に出張所というのがございまして、例えば日高管内にも留萌管内にも出張所がございますので、そういったところで実質的にはこの道道の維持管理というのがなされているということがございます。そういう意味で特に政令市固有のとなると、まさにこの道道の管理は自動的に政令市、札幌でいけば札幌市役所が道道の除雪もやっておりますので、そういう意味ではまさに出張所単位の仕事、先ほどの保健所と同じように、出張所単位の仕事が広域中核市に移ると、移管されると。そういうイメージで捉えていただければと思います。

#### ○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。  
よろしいですか。

#### ○福土委員：

いろんな自治体ができるというのは、非常に賛成でですね、選択の余地が広がるとい

う。それでなりたければなるし、なりたくなければならないという、そういう形で選択肢が増えるということ自体は全くいいのではないかというふうに感じてるんですけども、ただですね、制度を作る時に、一方で一番わかりやすいのは人口を下げてくださいということで、今までも政令市は100万以上でなくちゃいけないのが、だんだんと国のほうで下げてきてるといったような形になって、北海道ではもっと下げてくださいというような要求だと思うんですけども、それはやはり必要性があって住民のためにもなるという、そういう議論がもう少し何となく必要な感じをちょっと受けました。

それと広域のほうですけども、これもそういう選択肢があってですね、まさに人口とかではなくて、北海道特有の面積という面です、考えていくという、そういう面は非常にあると思うんですけども、ただ考えることは権限が移譲できるという話ですよね。それがその、今の制度でできないんでしょうかという、今のやられてる4千のそのうちの2千ぐらいのもの、それを移譲することによってですね、もっときめ細かくむしろ、これかなり大まかな話です、この国の制度にのっかってやるというのは。それよりは細かく、特例制度を利用して、もっと細かく考えていってもこれは実現できないのかというのを、逆にですね、思ってしまうんですけども。そうじゃなくてこういうのいいんだという、もうちょっとこう積極的にやったほうがいいかなという感じをちょっと受けます。現状の制度ではできなくて、そっちのほうが道民にとって使いやすいんだと。何となく道にとって使いやすい制度かなという印象を受けちゃうんですけども。

#### ○井上会長：

ありがとうございました。

今、福士先生の最後のところに言われたところの問題というのが、やっぱり制度設計をしながらも少し動かしていこうという時には、やっぱり、答申はしました、その後の段階でいろんな壁が立ちふさがると、あまり細かくここでは言いませんが、いろんな事柄が考えられるので、非常に神経を使った慎重な審議をしていく必要が多分あるんだろうなと思いますので、先ほどお二方の先生から出ましたけれども、そこのところを踏まえて、あとで可決されればということですが、次回ね、このことの議論をしていく中で、今一步こう進めた形、より具体化になった形で提出していただければありがたいなというふうには思っています。これ見方によっては、なぜ出てきたのという、ああいうことか、こういうことかというふうに、以外と直感的に見る人達が多分いるんだろうと思うのでね、慎重に扱っていきたいと思っています。

はいどうぞ。

#### ○宮田委員：

はい、ありがとうございます。

これ議論した時には、これ2ページの絵にあるようにですね、市町村合併をしないと人口がアップしないような形しかないとなるとですね、今でも十分に苦勞しているわけでありましてですね、こういうイメージじゃなくて僕は北海道の地図上を思い浮かべますとね、各エリア毎にやはり拠点の都市が必要で、その都市にはいろんな権限を受けられるような仕組みを作んなきゃなんないという中では、例えば人口割のような形の中央が決めていくいろんな制度に対して、ここではやはりいろんな面積だとかね、やっぱり北海道の地形的なそういった、分散しているという情報をちゃんと見た中でね、それを入れていかないと、これだったらただ本当に今、会長がおっしゃったように、合併を進めるためにね、やってるみたいに言われて、そんなことではないんじゃないかなと

思うので、要件としては人口を1つのライン、もちろんなんですけど、あと地理的な要件と言いますか、北海道が持つ特性的なところを、やはり私たちの実情に合わせた中でちょっと入れていくようにしたほうが、私のイメージとしてはいいのではないかというのと、それとさっき、市町村の10万人以上のまちが出てましたので、やはりこの中で苦労している、できれば首長さんが参考人でね、協力していただけるのであれば、ここで言えばぎりぎり手が届かない私のまち釧路もそうですし、帯広だって苫小牧だって、この辺のところは非常にね、どういうふうに思われてるのかという意味では、是非参考人として呼んでいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

**○井上会長：**

いいですか、出光さん。

今のところは2点。1つはここに2つ、広域中核市制度の創設とあと1つ下に○がありますが、上のほうのところというのは、これまで実質的に議論してきたところではないですよ。下のほうの政令市・中核市の指定要件緩和というのは、これはこれまで何回か議論はしたんだけど、結論は出さないまま。

**○出光地域主権局参事：**

上の広域中核市もですね、10月時点ぐらいの関連提案の一覧の中にですね、横長の様式の形で、当時のシルバーウィークだとかと一連の資料の中に入れておまして、若干の時間だけ、本当の5分かそれぐらいだけ、ご説明をさせていただいた経緯がございます。

**○井上会長：**

実質的な審議というのはこれからやるわけですね。

**○出光地域主権局参事：**

そうです。はい。

**○井上会長：**

あと1つの部分は、宮田さんが言われたけど、もうここだけでやめますが、この広域中核市制度というのは、これは人口割じゃないんですよ。

**○出光地域主権局参事：**

人口は全く無関係です。

**○井上会長：**

人口は全く無関係。要するに2次医療圏というのが1つの区割りになってる。

**○出光地域主権局参事：**

2次医療圏単位で、もし合併すればですね、人口が何万人であろうが、保健所もでき、土現も差上げますと。お金とセットで差上げますと、そういう形で強い基礎自治体を作ったらどうでしょうかという発案でございます。

**○井上会長：**

よろしいでしょうか。ちょっとここで区切って。

どうしても次回の委員会にこの案件があがってきた時に、事務局のほうでかくかくしかじかの資料あるいは私の提案の裏側にある基礎資料を集めておいていただきたいというものがあれば、今ご発言いただきたいと思いますが。  
何か林さんありそうですね。

#### ○林委員：

すごく理想的に書かれているけれど、今のような形で財政的に本当にできるのかなというのがとても大きな疑問です。それと、2ページの絵の新F市という形で見ると、実際今、市町村合併をした市の仕事でいっていると、本当にうまくいっていないとか大変だなというのを実感するものですから、あくまでイメージなのかも知れませんが、もう少しやっぱり実情というものも踏まえたほうがいいのではないかなと思います。

それと例えば1ページで、期待される効果というので、書くところというふうにとさらっ行くのかも知れないけれど、本当にそういう、これを作ることで本当に札幌の一極集中構造が是正に向かうと言い切れるのかなとか、ちょっとこれあまりにもバラ色過ぎる創設案かなという印象は持りましたので、もう少し、本当にそうなるのであれば裏付けもほしいなというふうに思います。

#### ○山本委員：

私はこれを戦略的に北海道の地域をどう良くしていくかという議論だとまず思ってるんですね。札幌一極集中というのは副次的な効果だと思っていて、それぞれの地域がどんなふう結びつくと、そこに住む人が幸せで、ここはちょっと言葉が難しい、産業も振興するのかという、いきなり経済だけになっちゃうんで違うと思うんですけど、そこに住む人が本当にここにいて良かったと思えるような制度になるのかということだと思うんです。ですので、多分グルーピングするイメージというのは、それぞれが実はテーマが違うかも知れないんですね。今例えば言葉として見ると、保健福祉、道路管理、都市計画とか、保健福祉医療、地域の産業振興というふうに出るんですが、このテーマだからこう結びつくとか、何かちょっと言葉があいまいで大変恐縮なんですけど、地域ごとにこうしたら幸せという、このテーマがちょっと違うのかも知れないと思うんですね。あるところでは医療がそのテーマの中心だろうし、そうでない地域は交通網をこうしてほしいになるかも知れないし、あるいはある地域では目覚ましく人を集客するシステムがあったほうがいいのか、ちょっと何か違うのかも知れない。羅列すると等しいんだけど重点テーマが違うかも知れないものを、どんなふうにグルーピングしていくのかなという気もちょっとするんですね。ですのでまさに結論的に言うと、ある種宮田委員がおっしゃったような、現場に直面している人達がどんな認識をして、現にどうしたいと思っているのか。前回医療のところ、地域医療のところ、医療という側面でそのことを、実はこれにもつながる文脈でお聞きしたような気もするんですけど、違うテーマでもお聞きしたいような気がいたします。すみません、混乱させてしまったら申し訳ありません。

#### ○井上会長：

ありがとうございます。まとめるのは、いいですね。

様々な考え方があるということだと思うんですね。ですから次回、今日出た部分も含めてきちんとした議論ができる形で、問題を、事務局には申し訳ないけれども、問題を提起していただきたい、あるいはエビデンスをつけていただきたいというふうに思うんです。例えば1つ言えば、札幌一極集中うんぬんというのは、本当にこれを進めていく

時にいるのかなというね。むしろこれは山本委員なんかが言ってきたように、1つにはやっぱり、ある程度まとまった形の、これ以上数が多くていいのか、あるいは少ないほうがいいのかということも含めて、地域の人達の生活、暮らし、あるいは働くというようなことが、1つのグルーピングとしてまとまるということで、その要するにボトムから引き上げてきた時に、それが一番効率的で機能的で効果的なグルーピングになればいいわけで、札幌一極集中を防止する、避けるというようなところを大上段に構える必要があるのかなというふうに思ったりもする。いずれにしてもこの種の議論、申し訳ありません、途中で切ってよろしいでしょうか。すみません。次回、闊達な議論をお願いするということで締めさせていただきますと思います。誠に申し訳ありません。

あとちょっと、急ぎ足で恐縮ですが、(4) 今後の検討テーマということであります。これまで、特に前回の委員会では、経済とか福祉に関する道民の意見ということを知った上で、継続審議案件として残ってる70というのを、ちょっと説明が逆になりましたが、経済とか福祉というところで区切っていったらどうかというようなご提案をいたしました。ただ、そうではなくて、委員の先生方から、そういうことを決めなくて全体としてやっていくという手もあるというようなニュアンスで意見が出ました。ただ、議事を進行する、そしてあと次年度中には2回ほど提言をしたいというふうに思いますので、何らかの形で全てを網羅することになるかも知れませんが、テーマの設定という形でやっていったらどうかということで、実際にはどのようなまとめ方が、事務局の体制もありますので、あるいは道民の皆さん方の意見の出具合というものの整理を一応はしているんですが、それに対して提案がどういう形でできるかということも含めてですね、事務局にもうこういうだったらやっていくというわけにはいかないということで、検討をしてもらっています。それで私のほうもその点については了解をしますけれども、事務局のほうからそれについて、テーマの設定ですね、それについての考え方と結論の部分の説明いただければと思います。

### ○田中地域主権局参事：

それでは、第3回提案に向けました検討テーマにつきまして、事務局の考え方を申し上げます。恐れ入ります、参考資料の1というのが下から2つ目に横表がついております。参考資料の1。それでこの参考資料の1というのは、頭の整理表でございますが、前回の時、追加分を入れまして、左側からいきますと、真ん中の合計欄、288本に対して242本ということで、議論すべきものは242本。そのうち、横に流れていただきますと、91本が特区提案として検討すべきもの。それでそこから17本、これは何らかの形で成就したものを引きますと、74本という答えが出てきております。ということは、あともうちょっと右にいきますと、151本は当面本棚にしまっておく部分と考えますと、今後検討委員会で議論していただくべき項目数は、先ほど会長が約70件ということで、この74件というものがございます。それで、これまではAからZまで、地域医療などなどまとめてきておりまして、その74件について、メリット・デメリット表に整理したのが参考資料の2でございますので、ここを今後の議論の土俵というんでしょうか、において進めていきたいというのがまず発射台でございます。

それで詳細は除きますが、まずそういう頭で見ていただきました時に、テーマ設定をどのようにやるか、いろいろ考えました。例えば未検討の分野、先ほどのABCDEの区分でいった時に、産業、経済、福祉、教育などございます。また、社会情勢の動きに沿った分野ということで、例えば経済全般、地域振興、また医療とか。それとかまた道民の関心の高い分野、例えば地域振興というんでしょうか、経済対策とか、こういうものを念頭に置きまして、検討を内部で行いました結果として、今、道内産業経済の情勢



が非常に厳しく、また雇用なども低迷しております。そういうことを考えますと、それを打開するための手だてとして、非常に道州制特区提案に対する期待が高まっております。これ例えば今第2回提案で税法3本、これについては経済団体も大変いいことだということで、今議会で審議いただいておりますが、例えばそういう要請。また道民提案をベースに提案をとりまとめる以上、可能な限りやはり、1回触っておりますけども、もう1回集中的に議論すべきものといった、未検討の分野もカバーしなければならない。また未検討分野につきましては、いろいろ個々の分野だけでなかなか、例えば子育て支援だけとか、例えばそういうものだけでいくと具体的な案件としてですね、1本立ちが難しいというんでしょうか、という問題もあるものと認識をいたしました。

従いまして事務局としましては、1つには産業・雇用というテーマで1本、それと、地域振興とか福祉、子育て、教育などそういう幅広い分野をカバーできるものとして、地域再生ということで、産業・雇用それと地域再生という2つのテーマを立てまして、この視点から今後のいわゆる、先ほどの74本を土俵といたしまして、議論の土俵を整えたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○井上会長：

ありがとうございます。

結局これまで緊急提案、あるいは第2回の答申というところで、主に残してきたものというのを、前回の会議の中でも出ましたけれども、残ってるのを全体としてやったらというようなご提案もありましたから、それらも踏まえてですね、事務局とも相談して、大きく2つの柱ということで、産業・雇用そして地域再生という形でやったらどうかというご提案です。それで実は今、参考資料の1のところがありましたけれども、その中で言えば、ゼロのところもありますけれども、Bの農林水産業の振興とか、1つ飛ばしてDの経済振興対策、Eはこれ案件があがってませんけれども雇用対策ということで、いずれにしても雇用に結びつくという経済振興対策を考えなければいけないということで、産業・雇用という形でいかがか。それであと1つの地域再生のところは、環境を飛ばしまして、Gの子育て支援、これも1本もあがってないのですが、検討すべきものの中にあがってないのですが子育て支援、Hの地域振興対策、更に教育・学校、そして福祉というところ。これらを大きく分けて2つ。あと追加的に言えば、地方分権なり地方自治ということなのかな、今までやってきた。そこのところで2.5なりあるいは3つの柱ということで、次回以降やらせていただければと思っております。この点について、ご意見等賜りたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

いずれにしても、これから私どもがやっていかなきゃいけないところは、残りはあるとはいえないわけで、分野としては何を早くやるかということの問題だろうと思うんですね。ですから今申し上げたのは、これまであがってきた部分もありますけれども、いわゆる直接の議論の対象にしなかった分野ということで、やらせていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、先ほどのスケジュールの説明というのは、後ほどあるのかも知れませんが、実際には7月ぐらいに知事に答申するというようなスケジュールが考えられますので、それ以降今度は、積み残してる部分が今度は全部対象になって、実際にはまだ医療対策協議会といたしましたか、あそこに投げた地域医療のところがあったり、あといくつかね、ここで議論して残ってる部分もありますので、それは夏場以降というか秋以降とい

う形になるかと思いますが、全体として一応網羅した形で、道民の皆さん方の意見を一応網羅した形で、改めて分野を問わずに、もう少し今度は広い範囲でやっていくということになろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

そういうことで、ご理解いただけますでしょうか。

(各委員発言なし。)

ありがとうございます。

ではあとは、(5)今後の審議スケジュールについて、事務局のほうから説明していただきたいと思います。

#### ○田中地域主権局参事：

資料の6をご覧ください。縦表でございます。

7月30日に第1回立ち上げまして、今回14回でございます。これを見る度に、かねがね先生方の本当に、これまでの熱心な議論に、本当に事務局として頭を下げるしかないんでございますが、まさにそれに追い打ちをかけるかのように、20年に向けましては、月2回程度お願いしたいと。それで何とか、今は3月でございますが、4月、5月、6月と3月がんばりまして、7月の上旬には第3回提案ということで、何とかこのようなスケジュールでご理解いただければと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○井上会長：

今、資料の6ですよね。答申が7月上旬という形になってます。4月、5月、6月、それぞれ2回。2回は多分ミニマムというふうにならざるを得ないんだろと思いますが、是非ですね、先生方のご協力をいただきたいと思います。

何回やるかは別にして、7月上旬に答申を出すということを目途にしながらですね、やらせていただきたいというふうに思っています。

よろしいでしょうか。

要するにそこまで頑張っただけでまとまったものをあげていかざるを得ない。それが1本になるか、2本になるか、10本になるか、それはここでの審議状況如何になるんだろうと思います。

よろしくご協力をお願いしたいと思います。

それであと、次回の委員会が(6)にあります。これは先ほどから言いましたように、広域中核市制度の創設と政令市・中核市の法定要件の緩和等々について、参考人の招致をお願いしたいと思っています。これは1、2回意見として提案したことがありますね。この委員会で。しかしご病気うんぬんで実現しなかった方がおられて、宮田委員の意見があらかじめ出ていたらまた別の対応があったかも知れませんが、一応これで先生方の賛同を得られるということで、少し、日にちは決まってないけども交渉をお願いしている部分がありますね。それをちょっと説明してください。

#### ○出光地域主権局参事：

昨年秋の時点で、是非実際の自治体関係者を参考人としてお招きしたほうが良いということで、早速、政令市とかこういう市の要件に関わるものですから、市長会さんのほうに推薦をお願いしております。推薦いただいたんですけども、その相手先の方がですね、ちょっと腰の関係で入院されたということで、今はもう復帰されておりますの

で、そちらと交渉しまして、あとは具体の日程を合わせるだけということになっております。基本的には参考人として来ていただけると前向きにお返事いただいておりますので、委員の先生方と併せて日程調整をさせていただきたいと思っております。

○井上会長：

そのようなことで、日程調整をやらせていただいてよろしゅうございますか。

(各委員発言なし。)

宮田委員が先ほど言われた、具体的に何々市と言われた部分があるんですが、それも1つの案かも知れませんが、実は今度お呼びする方は、新聞報道等によると6月か7月の任期で終わりですよね。

(川城地域主権局長～そのように表明されてますね。)

表明はそうされてますよね。もう出馬されない。つまりこれはセンシティブな問題なので、本当にその市長が本音で言ってくれるかどうかというところの問題がやっぱりあるわけですよ。ですから、おやめになるということで、じゃあその方をお願いしたらどうですかというふうにしましたので、ちょっとまた一度来ていただいて、その上でということ。あるいは釧路、帯広で宮田さんがきちんと面談されてきたことをここで報告していただいても結構ですが。よろしいでしょうか。

そういうことで、じゃあこの委員の先生方プラス参考人の方、併せてスケジュール調整をよろしく願いいたします。

では最後(7)その他になりましたけれども、何か先生方そして事務局、ご意見あるでしょうか。おありだったらお出しいただきたい。

(各委員、事務局とも発言なし。)

事務局ありませんか。

(事務局～ありません。)

そうですか。ありがとうございました。

では、これで予定時間を25分やっぱりオーバーしてしまいましたけれども、これにて終了ということにさせていただきたいと思えます。

長時間にわたってお疲れ様でした。

ご苦労様でした。